

# 安 1 快適な日常生活のために

## 分野全体を取り巻く状況

西東京市では、近年、大規模な住宅開発などが相次ぎ、人口増加による生活環境の変化が見られます。一方、高齢人口の増加も進んでいます。

生活環境や人口構成が変化する中で、多くの市民が景観、道路、公共交通の整備・充実が重要であると考えています。

西東京市では、人にやさしいまちづくり条例を制定し、バリアフリー化と良好な景観整備を促進する仕組みを定めました。計画的に都市計画道路・生活道路の整備を進めると共に、はなバスの運行など、道路交通環境の充実に取り組んできました。また、保谷駅南口、ひばりヶ駅周辺のまちづくりの推進など、市民の快適な日常生活の実現に取り組んでいます。

引き続き、住宅開発などとの調和を図りながら、だれもが快適に生活できるまちづくりを進めていくことが重要です。

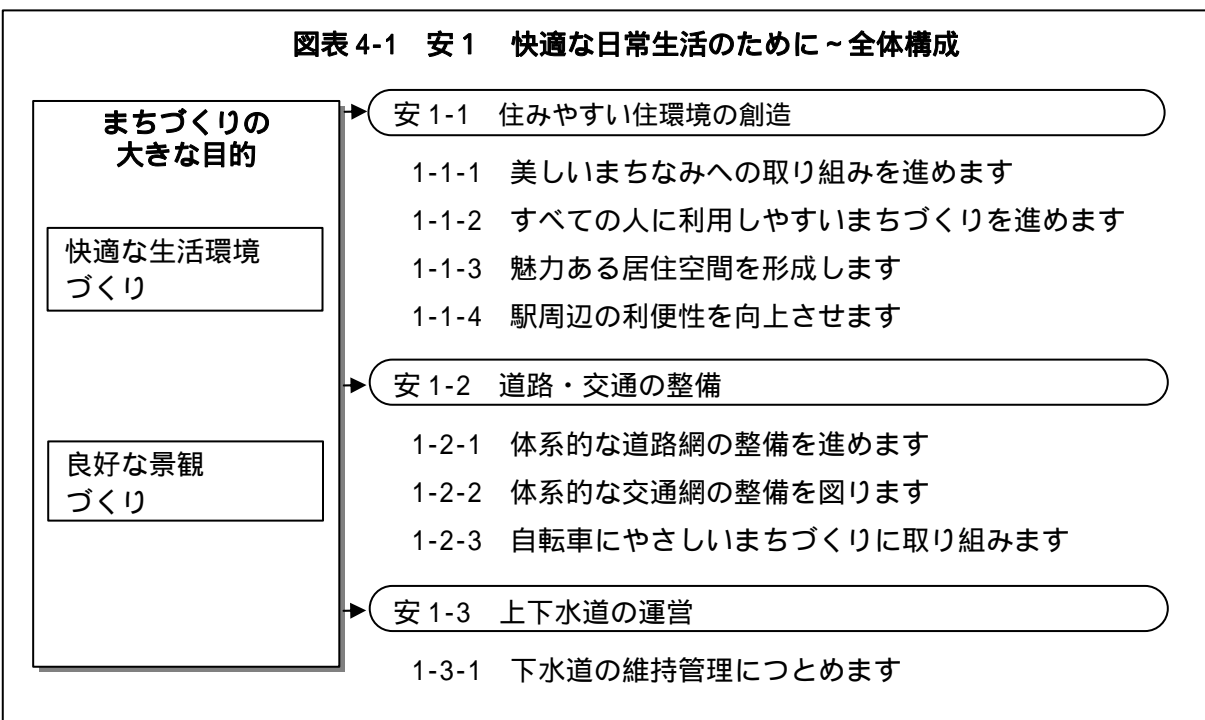
## 分野全体の目的

住みやすい住環境を創っていくために、市民・事業者・行政が連携協力して、まちづくりの理念や計画を作りあげていくと共に、地域に対する愛着や誇りを持てるまちづくりを積極的に進めていきます。中でも多くの人が集まる駅周辺の整備は、道路や自転車の問題などとあわせて取り組んでいきます。

また、市民意識調査では道路・交通環境の整備への要望が高いため、安心して歩ける道路を目指し、幹線道路と生活道路の計画的な整備を進めていくと共に、多くの市民に利用されているコミュニティバス（はなバス）のよりよい運行に向けた取り組みをしていきます。更に環境にやさしい身近な交通手段である自転車が活用されるよう、自転車交通環境の整備や自転車駐車場の整備を進めます。

下水道事業は面的な整備はほぼ 100%を達成しているため、適正な維持管理と安定した経営に努めていきます。

図表 4-1 安 1 快適な日常生活のために～全体構成



### 施策を取り巻く現状

西東京市では、これまで都市計画マスタープランに基づき、良好な景観づくりと市民が生活しやすいまちづくりに取り組んできました。

しかし、まちづくりを取り巻く環境は急激に変化しています。大規模な住宅開発等が進展する中で、良好な景観の整備を求める市民の意識は高まっています。また、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めていく必要があります。

西東京市では、平成 19 年度に西東京市人にやさしいまちづくり条例を制定し、バリアフリー化と良好な景観整備を促進する仕組みを定めました。

また、駅周辺の整備では、ひばりヶ丘駅北口の都市計画道路整備と沿道まちづくりや保谷駅南口第一種市街地再開発事業に取り組んでいます。

### 施策全体の課題

進展する都市開発と調和の取れた良好な景観整備が必要です。

また、高齢者の増加に対応するため、公共施設や住宅等のバリアフリー化を促進することが必要です。

駅周辺の公共施設の整備については、市民や事業者と連携して各地域の特性に合わせながら検討していくことが必要です。

### 施策実施へ向けたキーワード

- ・ 都市開発の進展や人口増加、高齢化等の社会状況の変化に対応した良好な景観整備
- ・ 高齢者数増に対応した施設整備
- ・ 各地域の特性に応じた駅前再開発の推進

### 用語解説

・ **都市計画マスタープラン**：本市の都市計画に関する基本的な方針を示すもので、まちづくりの基本理念、将来像、地域ごとのまちづくりのあり方について定められている。平成 16 年度に策定された。

・ **住宅マスタープラン**：地域の特徴などを踏まえ、安全・快適な居住環境を目標にした、総合的な住宅政策の基本的な方針がまとめられている。平成 17 年度に策定された。

・ **バリアフリー**：誰もが生活しやすいように建物内や屋外空間の物理的な障壁を取り除くことを指す。

## 安1-1 住みやすい住環境の創造の目標

市民、事業者及び行政が協働し、計画的にまちづくりをすすめることにより、住みやすい暮らしの空間を創ります。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

### 施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

#### 安1-1-1 美しいまちなみへの取り組みを進めます

- ・ 都市計画マスタープランに基づき、地域の特性を活かし自然と都市機能の調和した良好な都市づくりを計画的に進めていきます。あわせて、住民の合意形成を図りながら地域固有の景観形成を誘導するための制度などを活用します。
- ・ ゴミ・ゼロ運動など市民の自主的な活動を支援していくと共に、環境美化の取り組みについて検討していきます。

#### 安1-1-2 すべての人に利用しやすいまちづくりを進めます

- ・ 人にやさしいまちづくり条例に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。また、人にやさしいまちづくり推進計画を策定し協働のまちづくりを進めます。
- ・ 市内の全駅にエレベーター・エスカレーターを設置していくほか、道路や交通機関、公共施設等を安全に利用できる環境を整備していくと共に、タウンモビリティについて調査研究していきます。
- ・ 人にやさしい歩行者空間の確保のため、費用対効果に配慮しながら段差解消や電線の地中化を関係機関と連携を取りながら進めていきます。

#### 安1-1-3 魅力ある居住空間を形成します

- ・ 住宅マスタープランに基づき、住みなれた地域でいきいきとした生活を送れるよう、環境に配慮した魅力ある居住空間を目指していきます。
- ・ 良好な生活環境の確保のため、建築基準行政の取り組みについて検討します。
- ・ 老朽化した市営住宅についてのあり方を検討すると共に、高齢者住宅等の確保に努めます。
- ・ ひばりが丘団地の建替え及び民間活力の導入については、引き続き市のまちづくりに整合した地域生活環境の整備を図ると共に、景観等に配慮した一体的なまちづくりを図ることを都市再生機構に要請していきます。

---

---

**安 1 - 1 - 4 駅周辺の利便性を向上させます**

- ・ 本市北部の商業中心拠点であるひばりヶ丘駅周辺の整備を推進します。南口側は、都営亦六住宅跡地を取得した共同企業体と協議を重ね地区計画を制定しました。その開発に合わせて、自転車駐車場や出張所などを整備します。北口側は、関係権利者をはじめ関係機関等と連携しながら、都市計画道路とのつながりを踏まえたまちづくりに取り組みます。
- ・ 生活に身近な商業施設が集積した保谷駅周辺は、南口地区を市街地再開発事業として、快適で安全な買物環境・良好な住宅環境となるよう整備を進めます。

**この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)**

事業名	年次	性質	事業概要

## 用語解説

### ・人にやさしいまちづくり条例：

西東京市では、高齢者も若者も、障害のある人もない人も、大人も子どももすべての人が安心・安全に暮らせ、自由に行動できるまち、市民一人一人が主体となり、心優しくお互いに支え合えるまちを目指して、平成 19 年 12 月「西東京市人にやさしいまちづくり条例」を制定しました。内容の概要は以下です。

#### 人にやさしいまちづくり条例（平成 20 年 4 月 1 日から施行）の内容

条例の内容は、人にやさしいまちづくり推進計画の策定及び大規模な土地取引行為の届出並びに大規模開発事業に対して、一定の手続きを定めました。また、これまで開発事業については、「西東京市宅地開発などに関する指導要綱」により、事業者の協力を得て実施していましたが、この条例により行政手続きの明確化を図りました。

市では、市民、事業者及び市の相互の協働により、すべての人が安心・安全に暮らせ、自由に行動できる人にやさしいまちの実現を目指していきます。

#### 人にやさしいまちづくりの推進計画を策定します

推進計画では、人にやさしいまちづくりの推進を図るために次に掲げる事項について計画を策定します。

- (1) 基本理念の普及・啓発に向けた教育・学習に関する事項
- (2) 人にやさしいまちづくりに係る情報の提供・交換に関する事項
- (3) 高齢者・障害者等に配慮したまちづくりの推進に関する事項
- (4) 公共施設のバリアフリー化の推進に関する事項
- (5) 小規模店舗などのバリアフリー化の推進支援策に関する事項
- (6) 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保に関する事項
- (7) 公共交通機関のバリアフリー化に向けた交通事業者への協力要請に関する事項
- (8) 緑地の確保及び保全による良好な自然環境及び居住環境に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、人にやさしいまちづくりに関する施策に必要な事項

以上

### 施策を取り巻く現状

道路交通環境を取り巻く変化として、平成 19 年度の道路交通法改正があります。飲酒運転への罰則強化、高齢運転者への対策の推進や自転車利用者への対策の推進といった新しい取り組みが、全国的に求められています。

西東京市では、平成 18 年度に西東京市交通計画、道路整備計画を策定し、計画的な道路整備を進めています。また、はなバスの運行、NPO 等による高齢者向け移送サービスの展開などの公共交通網の充実にも取り組んでいます。

また、本市では約 25%の市民が平日の交通手段として自転車を利用しており、自転車にやさしいまちづくりも求められます。

都市計画道路については、西東京都市計画道路 3・2・6 号線、3・4・11 号線といった路線整備を進めると共に、「ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進」の基盤事業として 3・4・21 号線の整備事業にも取り組んでいます。

しかし、市民意識調査によれば、依然として多くの市民が道路交通環境の整備を求めています。

今後も住宅開発等に伴う都市構造の変化に応じて、安全で快適な道路交通環境の整備を総合的に推進する必要があります。

### 施策全体の課題

安全で快適な日常生活のためには、都市計画道路・生活道路の整備等、道路交通環境の充実が重要であり、住宅開発等の進展にあわせて、計画的に道路ネットワーク形成を図ることが必要です。

一方、市民のニーズに応じたはなバスの運行に取り組むと共に、NPO 等の多様な主体と連携し、バリアフリー化等、人にやさしい公共交通及び関連施設の充実を図る必要があります。

また、自転車の利用や利用時の安全確保もまちづくりの重要課題であり、対応が求められています。

### 施策実施へ向けたキーワード

- ・ 都市計画道路・生活道路の整備
- ・ 安全で快適な道路ネットワークの速やかな構築
- ・ 公共交通及び施設のバリアフリー化
- ・ 多様な主体の連携による、様々なニーズに応じた公共交通の展開
- ・ 自転車を活用したまちづくりの検討

## 安1 - 2 道路・交通の整備の目標

道路・交通を整備し、市民の日常生活における利便性、安全性の向上をめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

### 施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

#### 安1-2-1 体系的な道路網の整備を進めます

- ・ 幹線道路については、円滑な車両交通の流れを確保するため、都市計画道路を中心に整備を進め、住宅地や駅周辺等における通過交通の侵入を抑制すると共に、避難路としての防災性を高めていきます。特に西東京市計画道路 3・2・6 線については、ゆとりある歩道や植栽帯等で構成される環境施設帯を備えた広幅員の幹線道路として整備します。
- ・ 通勤、通学、買い物などで日常的に利用する生活道路については、安全・快適に利用できるよう整備を進めます。また、道路整備計画に基づき、新設改良や拡幅を計画的に推進していきます。
- ・ これらの道路の整備にあたっては、歩車道の分離や歩道の広幅員化を進め、歩行者や自転車利用者の安全を確保していきます。

#### 安1-2-2 体系的な交通網の整備を図ります

- ・ 交通計画に沿った取り組みを進め、関係機関と連携しながら、人と環境にやさしく、安全・安心に移動できる交通体系の実現を図ります。
- ・ 交通不便地域の解消に向けて、民間バス事業者の路線との役割を明確にすると共に、道路整備の状況や利用者需要等を考慮しながら、住民のニーズや公共施設へのアクセスに対応するルートの変更や新設等を検討します。
- ・ 鉄道との連続的な立体交差化については「踏切対策基本方針」に基づき、近隣市及び交通事業者と調整を図ります。

#### 安1-2-3 自転車にやさしいまちづくりに取り組みます

- ・ 環境にやさしい身近な交通手段として、自転車の活用を促進します。そのための基盤整備として、市内の全駅に有料の自転車駐車を整備します。
- ・ 交通計画を踏まえた自転車の活用を重視した取り組みについて調査・研究していきます。

### この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

図表 4-2 はなバス運行ルートマップ



出典：西東京市ホームページ  
<http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>



**施策を取り巻く現状**

上下水道は市民生活の重要な基盤の 1 つです。上水道については、これまで東京都の受託事業として安定供給に努めてきましたが、東京都の「水道長期構想」に基づき、東京都への事務移管を完了しました。

そのため、今後は、安定供給や災害対策等について、事業者である東京都と連携していくことが必要です。

一方、下水道については、公共污水については市全域のほぼ 100%を整備済みです。しかし、管路施設やポンプ場の維持管理については、施設更新を含めて課題となっています。

また、污水处理費回収率が低くなっている現状から、受益者負担などの観点を踏まえた下水道事業・会計の健全運営を図る必要があります。

**施策全体の課題**

上水道については、安定供給や災害対策について東京都と連携していく必要があります。

下水道については、管路施設、ポンプ場等を適切に維持管理していくため、下水道事業・会計の健全運営の観点を踏まえつつ、施設更新を計画的に進めていく必要があります。

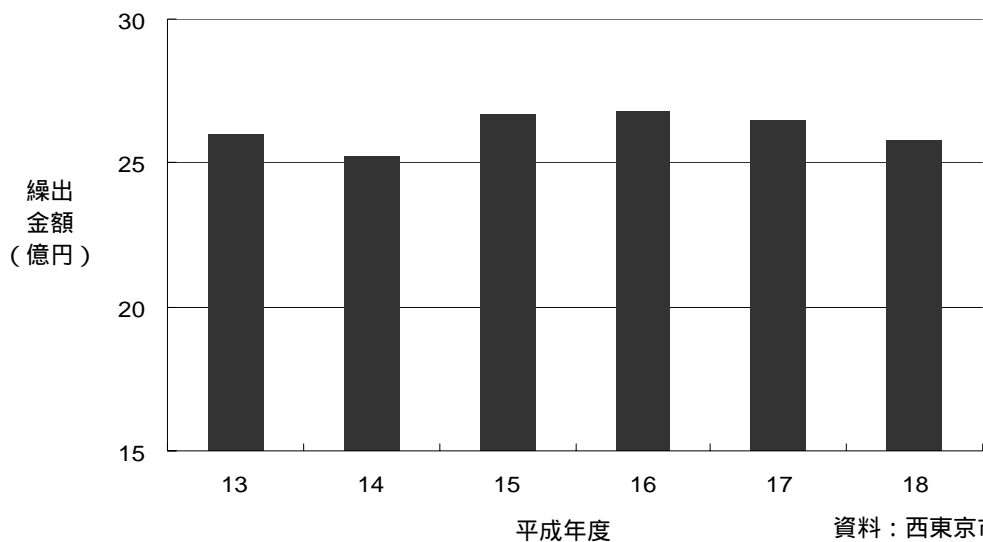
**施策実施に向けたキーワード**

- ・ 老朽化した施設の計画的な更新
- ・ 下水道事業・会計の健全経営

**用語解説**

**污水处理費回収率**：污水处理費 100 円当たりの使用量の収入割合

図表 4-3 西東京市 下水道事業特別会計への繰出金の推移



---

---

## 安1 - 3 上下水道の運営の目標

上下水道の安定運営と維持管理に努め、市民の生活を支えます。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

### 施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

#### 安1-3-1 下水道の維持管理につとめます

- ・ 下水道事業の汚水整備については、高年次排水管の布設替及び管更新やポンプ場の管理など計画的な維持管理に努めていくほか、未水洗化世帯への水洗化を促進していきます。
- ・ 下水道事業について情報公開に努めながら経営の安定化を確保していくと共に、より一層の効率化を図るため、東京都や関連自治体と連携しながら、広域・共同化による下水道事業の運営について研究していきます。

### この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

### 施策全体を取り巻く状況

近年、我が国の防災への取り組みには大きな変化が見られます。

平成 17 年度に中央防災会議は首都圏直下型地震の被害想定を発表しました。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、市町村に耐震化の促進が求められています。平成 19 年には新潟県中越沖地震が発生し、あらためて防災体制の構築の重要性への認識が高まっています。

また、自然災害に加え、テロや新興感染症、などの新たな危機、ネットワーク攻撃などの外部要因や不祥事などの内部要因などの多様な危機からのまちを守る危機管理の必要性が高まっています。

西東京市では、平成 19 年度に危機管理室を設置し、西東京市地域防災計画を見直すなど、地域防災体制の構築に取り組んできました。雨水溢水対策についても計画的に取り組んできました。

また、西東京市犯罪のない安全なまちづくり条例の制定や西東京市交通安全計画の策定を行い、地域の防犯や交通安全への取り組みも進めてきました。

しかし近年、大規模な住宅開発等により、都市構造は急激に変化しています。こうした変化により地域の防災・防犯の中核を担ってきた自治会等の地域コミュニティの希薄化が進んでいます。

今後は、引き続き自治会等や市民活動団体等と行政の連携を促進し、地域一体となって安心安全なまちづくりを目指す必要があります。

### 施策全体の目的

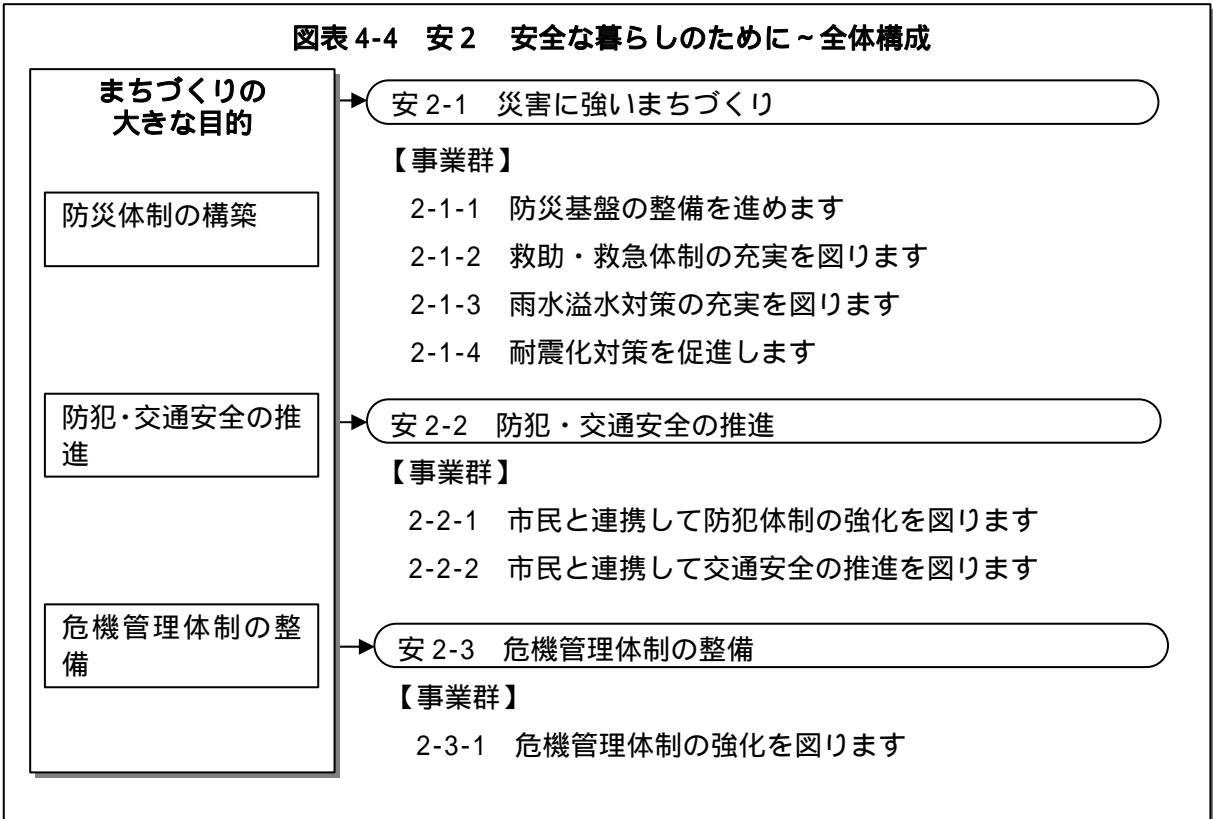
阪神・淡路大震災などの教訓を元に、災害に強いまちづくりが望まれています。地震や火災などの災害時に対応する防災基盤・ライフライン、緊急体制や地域住民と連携した防災活動など、計画的に危機管理に備えていきます。

加えて、市役所全庁的な危機管理体制の構築、危機管理の強化など全般的な体制整備が求められています。

また、台風や集中豪雨による都市型水害に対応するため、溢水地域の整備や河川改修・公共施設などへの治水対策を総合的に進め、都市における安全の確保を整えていきます。

あわせて、犯罪の予防や交通安全なども地域で力を合わせ、日頃から市民が一体となって取り組み、安心安全なまちづくりを目指します。

図表 4-4 安2 安全な暮らしのために～全体構成



### 施策を取り巻く現状

近年、法改正や大規模な地震災害の発生によって、地域での防災への取り組みはますます重要になっています。

西東京市では、平成 19 年度に危機管理室を設置し、西東京市地域防災計画を見直すなど、災害に強いまちづくりに取り組んできました。

一方、市内には新建築基準法施行以前に建築された住宅が約 25%あり、地震災害時の被害が懸念されます。雨水溢水が懸念される地域も存在します。

更に、近年の社会環境の変化により、地域防災の中核を担ってきた自治会等の地域コミュニティが希薄化しています。

引き続き、都市構造の変化に対応しながら耐震化や雨水溢水対策等、防災基盤の整備に計画的に取り組むことが重要です。

あわせて、自治会等の地域コミュニティや市民活動団体の防災活動への支援や、市内事業所・関係機関等との相互協定を進め、地域一体となった防災体制の構築に取り組む必要があります。

### 施策全体の課題

防災基盤の整備のために、助成をはじめとした支援による耐震化の促進が必要です。加えて、雨水溢水対策を中心に、建物密集地域の水害に対する懸念を解消することも重要です。

更に、地域一体となった防災体制を構築するために、自治会等の地域コミュニティや市民活動団体への支援や市内事業者・関係機関等との相互協定を進めることも重要です。

また災害を拡大させないため大規模災害時の外出者対策や防災のための意識啓発への取り組みも必要です。

### 施策実施へ向けたキーワード

- ・ 市内事業者・関係機関等との相互協定
- ・ 自主防災組織への支援の充実
- ・ 耐震補強への支援
- ・ 雨水溢水対策の推進

## 安2 - 1 災害に強いまちづくりの目標

市民の生命や財産を守るため、防災基盤の整備を計画的にすすめ、災害に強い安全・安心なまちづくりをめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

### 施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

#### 安2-1-1 防災基盤の整備を進めます

- ・ 防災意識の高揚を図ると共に、防災市民組織づくりを促進し、市民主体の地域での防災態勢を整えます。
- ・ 防火水槽の設置、防災備蓄倉庫の設置、防災無線の整備など、計画的に防災基盤を整えていきます。
- ・ 地域消防組織としての消防団の強化を図られるよう、消防団員の確保、消防団詰所の整備、消防ポンプ車の購入等を計画的に進めていきます。

#### 安2-1-2 救助・救急体制の充実を図ります

- ・ 災害から地域ぐるみで地域社会を守るための防災連携態勢の確立を図っていくと共に、消防署や医療機関など関係機関との連携を強化し、地域における救助・救急体制を整えます。
- ・ 近隣市や姉妹都市等、関係自治体との災害時における広域的な相互協力体制を整えます。

#### 安2-1-3 雨水溢水対策の充実を図ります

- ・ 既設の雨水管の管理体制を整え、緊急性の高い地域を中心に、面的な雨水溢水対策を計画的に推進します。
- ・ 公共施設や家庭等への雨水浸透・貯留施設の整備を進めると同時に、貯留雨水の活用も促進します。

#### 安2-1-4 耐震化対策を促進します

- ・ 耐震診断・耐震改修の必要性や重要性を広報し、相談体制を充実するなど、普及啓発活動を推進します。
- ・ 住宅や防災上重要な公共建築物等の耐震化を計画的に促進するため、支援策の充実を図ります。
- ・ ブロック塀の倒壊防止や家具類の転倒防止等、地震時の総合的な安全対策を促進します。

### この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

**施策を取り巻く現状**

安全と安心のある市民生活のためには防犯と交通安全への取り組みが重要です。

防犯については、平成 16 年度に西東京市犯罪のない安全なまちづくり条例を制定し、防犯に関する情報提供や市民の防犯活動への支援に取り組んできました。

交通安全については、平成 18 年度に西東京市交通安全計画を策定し、その推進に取り組んできました。

しかし近年の社会環境の変化により、これまで地域の防犯体制の中心となってきた自治会・町内会等の地域コミュニティが希薄化している傾向が見られます。市民の防犯への意識は高く、市民主体の防犯組織の充実を求める声もあります。

また、人口増加や都市構造の変化によって交通環境が大きく変化し、交通安全への市民の意識は高まっています。

今後は、市民、学校、行政の連携により地域一体となって防犯・交通安全に取り組む、急激に変化する社会構造、交通環境の変化に対応することが求められます。

**施策全体の課題**

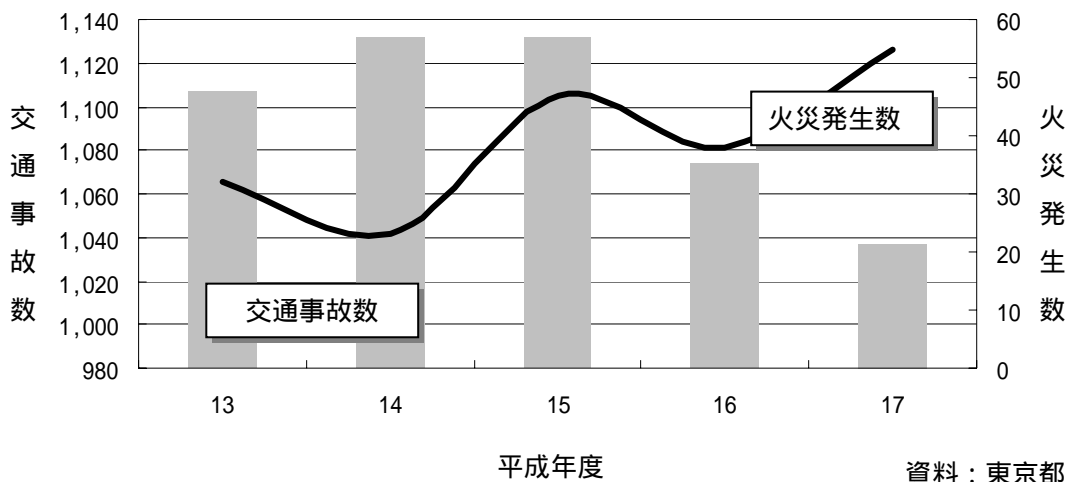
防犯については、社会構造の変化に対応するため、自治会・町内会等の地域コミュニティや市民防犯組織への支援、連携に取り組む、地域の防犯体制を強化する必要があります。

交通安全については、交通環境の変化に対応するため、市民、学校と連携して交通弱者である子どもの安全に力を入れることが重要です。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ 市民活動団体への支援
- ・ 市民、学校、行政が連携した防犯、交通安全への取り組みの強化

図表 4-5 西東京市 交通事故・火災発生数推移



## 安2 - 2 防犯・交通安全の推進の目標

防犯や交通安全を推進し、安心して暮らせるまちづくりをすすめます。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

### 施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

#### 安2-2-1 市民と連携して防犯体制の強化を図ります

- ・ 「西東京市犯罪のない安全なまちづくり条例」を推進する上で、防犯協会をはじめとする自主防犯団体の防犯活動を積極的に支援します。
- ・ 交番の設置やパトロールの強化などを東京都に要請すると共に、夜間における市民の安全確保のため、街路灯を整備したり、私設の街路灯設置の支援を行います。

#### 安2-2-2 市民と連携して交通安全の推進を図ります

- ・ 交通安全意識を高めるため、関係機関と協力しながら交通安全キャンペーンや交通安全教室を開催します。
- ・ ガードレールやカーブミラー、道路のカラー舗装等、交通安全施設の整備を行うと共に、交通規制について関係機関に要請していきます。
- ・ 関係行政機関や地域安全連絡協議会等の地域市民の協力を得て、子どもの通学時の交通事故や不審者からの安全確保のため取り組みを推進します。

### この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要



**施策を取り巻く現状**

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)が平成16年9月に施行され、その中で、国、都、自治体の役割がそれぞれ規定されるなど、自治体の危機管理に関する役割は、これまでと比較し、大きな転換期を迎えています。

従来の自然災害等だけでなくテロや新興感染症等の新たな危機への対処も必要となっており、またネットワーク攻撃等の外部要因や不祥事等の内部要因による多様な危機から行政機能を守るなど、行政経営上の危機管理の必要性も高まっています。

**施策全体の課題**

市内の様々な企業・団体との連携の構築を始め、危機に備えたりスクマネジメントの構築・改善が課題となります。

具体的には、危機管理体制の構築、危機発生時の未然防止対策、危機発生時の対応等、危機管理の強化を図り、各種計画との整合性を図るなど体制の整備を推進する必要があります。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ まち全体での危機に備えたりスクマネジメント体制の構築・改善

## 安2 - 3 危機管理体制の整備推進の目標

危機から市民の生命、身体及び財産の安全並びに市の行政執行体制を確保し、安全・安心なまちづくりをめざします

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

### 施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

#### 安2-3-1 危機管理体制の強化を図ります

- ・ 全庁的、全市的な危機管理体制を構築します。
- ・ 備えの出来ていない危機や対策不十分な危機に対して、必要な対策の検討、構築を行います。
- ・ 職員の危機管理意識を醸成し、危機対応における未習熟な点を改善するために、研修・訓練等を実施します。
- ・ 危機管理に関する様々な活動状況や結果を検証し、絶えず見直す仕組みを構築していきます。

### この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要